

「高齢者、障害者等が円滑に旅行することができる環境の整備に関する条例 リーフレット作成業務」仕様書

1 作成する印刷物の名称

高齢者、障害者等が円滑に旅行することができる環境の整備に関する条例リーフレット

2 業務の概要

高齢者、障害者等が円滑に旅行することができる環境の整備に関する条例を高齢者、障害者等にも分かりやすくまとめたリーフレットを製作・印刷するとともに、WEBサイト公開用データを作成する。

3 期間

契約締結の日から令和5年7月31日まで

4 事業費

495千円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

5 内容

高齢者、障害者等が円滑に旅行することができる環境の整備に関する条例を高齢者、障害者等にも分かりやすくまとめたリーフレットを製作すること。

(1) 規格等

- ・サイズ : A4縦
- ・仕上げ : 二つ折り
- ・ページ数 : 4ページ（フルカラー）
- ・印刷部数 : 1,000部
- ・音声コード : Uni-Voice、切り欠き付
- ・電子データ : 再編集可能な印刷用データ及びWEBサイト掲載用に容量を小さくしたデータ

(2) 内容

- ・高齢者、障害者等が円滑に旅行することができる環境の整備に関する条例を高齢者、障害者等にも分かりやすくまとめたもの

(3) 納品

- ・納品物 : 高齢者、障害者等が円滑に旅行することができる環境の整備に関するリーフレット 1,000部
電子データ（DVD-R等）1部
- ・納品場所 : 兵庫県庁1号館7階観光振興課
- ・納期 : 電子データは令和5年7月24日、紙媒体は令和5年7月31日

(4) その他

- ・高齢者、障害者等が円滑に旅行することができる環境の整備に関する条例の要点をまとめ、高齢者、障害者等にも分かりやすく工夫すること。
- ・校正は最低3回行うこと。校正用原稿は、紙媒体2部とPDFファイル形式に変換した電子

データを提出すること。

- ・電子データは低解像度PDFファイル（WEBサイト掲載用・ディスプレイ表示及び印刷しても判別可能なもの）及び画像解像度300dpi以上の高解像度PDFファイルを提出すること。

6 その他

- (1) この業務で得られた著作物等の成果等については、原則、兵庫県に帰属するものであること。従前権利を有するものなど、著作権を帰属できないものに関しては、事前にその理由を明記すること。
- (2) この仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、又はこの仕様書に定めのない事項については、県と事業者が必要に応じて協議するものとする。